

制 定 平成 23 年 6 月 17 日
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

東日本大震災等による避難者に対する障がい者等にかかる
交通機関乗車料金福祉措置実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災により大阪市内に避難してきた身体障がい者手帳又は療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳等（以下「障がい者手帳等」という。）の交付を受けた障がい者等（以下「障がい者等」という。）に対し、被災者支援の一環として大阪市と身体障がい者等に関する無料乗車証及び割引証制度に関する協定を結んだ交通機関の乗車料金の福祉措置（以下「福祉措置」という。）にかかる無料乗車証及び割引証の交付事務の実施に関する必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 東日本大震災により住宅が滅失し、もしくは住宅が著しく損壊したために当該住宅に引き続き居住することができない、もしくは避難指示の発出等により緊急に住宅からの避難を余儀なくされた者、又は東北地方太平洋沖地震等発生時に東京電力福島第一原子力発電所の周辺（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震等に伴う市営住宅活用実施要綱の一部を改正する要綱附則第 2 項に定める地域）に居住し、当該原子力発電所の事故に伴い自主的に避難した者で、大阪市内に避難してきた次の各号の一に該当する障がい者等であって、かつ、本市が指定する窓口で乗車証の交付申請ができる者とする。

- 2 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定に基づき身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい者
- 3 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙「療育手帳制度要綱」の定めるところによる療育手帳の交付を受けた知的障がい者
- 4 精神保健福祉法第 45 条第 2 項の規定に基づき精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた精神障がい者
- 5 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第 4 条の規定に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 6 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第 3 条の規定に基づき被爆者健康手帳の交付を受けている者

(無料乗車証の交付要件)

第3条 別表①に該当する者に対し、介護人付無料乗車証を交付する。

- 2 別表②に該当する者に対し、無料乗車証を交付する。

(割引証の交付要件)

第4条 別表③に該当する者に対して割引証を交付する。

(交付の調整)

第5条 別に定める敬老優待乗車証及びこの要綱に基づく無料乗車証又は割引証の交付要件のいずれにも該当するときは、敬老優待乗車証又は無料乗車証若しくは割引証のいずれかを本人が選択することができる。

2 この要綱に基づく交付要件の2以上に該当するときは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第5条第1項及び第4条第2項の交付要件のいずれにも該当するときは、第4条第1項による介護人付無料乗車証を交付する。
- (2) 介護人付無料乗車証又は無料乗車証の交付要件の2以上に該当する者に対しては、1の介護人付無料乗車証又は無料乗車証を交付する。ただし、別表②に記載のある単独乗車を必要とする介護人による無料乗車証については、重複して交付することができる。
- (3) 割引証の交付要件の2以上に該当する者に対しては、1の割引証を交付する。
- (4) 無料乗車証及び割引証の交付要件のいずれにも該当する者に対しては、無料乗車証を交付する。
- (5) 別表③の交付要件の2以上に該当する場合にあっては、同項列記の交付要件のうち先順位に掲げる要件に基づき1の割引証を交付する。

3 精神障がい者に対する福祉措置及びその他の者に対する福祉措置の交付要件のいずれにも該当する場合は、第4条、第5条の列記の交付要件のうち先順位に掲げる要件に基づき1の無料乗車証又は割引証を交付する。同順位であれば本人がいずれかを選択することができる。

(交付手続き)

第6条 無料乗車証又は割引証の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を提出するとともに次に掲げる書類を呈示しなければならない。但し、市営住宅・職員公舎及び住まい情報センターを経由して民間住宅に入居している場合は、次に掲げる書類のうち(1)(2)の提示を省略することができる。

やむを得ず、すべての書類の提示ができない場合には、別記第2号様式による申出書の提出をもってこれに代えることができる。

- (1) 東日本大震災で被災したことを証明する書類（り災証明書の写し等）または東北地方太平洋沖地震等発生時に東京電力福島第一原子力発電所の周辺（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等に伴う市営住宅活用実施要綱」附則第2項に定める地域）に居住していたことを証明する書類
- (2) 大阪市内に居住していることを証明する書類（賃貸契約書の写し等）
- (3) 身体障がい者
身体障がい者手帳
- (4) 知的障がい者
「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通

知) 別紙「療育手帳制度要綱」の定めるところによる療育手帳

(5) 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳

(6) 戦傷病者

戦傷病者手帳

(7) 原爆被爆者

被爆者健康手帳

2 前項の申請があったときは、申請書又は添付書類等により交付要件に該当していることを確認し、別記第3号様式による交付簿に記入のうえ、無料乗車証又は割引証を交付する。

3 介護人単独用無料乗車証の交付を受けようとする者は、別記第4号様式による申請書により、福祉局障がい者施策部障がい福祉課に申請するものとする。

(1) 社会福祉施設に通所する者

(2) 市立特別支援教育諸学校又は市立小、中学校特別支援学級に通学する者

(3) 上記以外の者

(第1種身体障がい者・重度知的障がい者の単独乗車の取扱い)

第7条 第1種身体障がい者のうち単独乗車が可能であり、かつ、単独乗車を希望する者から申請があったときは、別記第5号様式による申請書の提出を求め、当該乗車証の券面右上部にその旨を表示して交付する。

2 重度知的障がい者のうち単独乗車が可能であり、かつ、単独乗車を希望する者の保護者等から申請があったときは、別記第6号様式による申請書の提出を求め、当該乗車証の券面右上部にその旨を表示して交付することができる。

(無料乗車証又は割引証の有効期間及び更新)

第8条 無料乗車証又は割引証の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

2 前項に規定する有効期間は、別記第7号様式による更新交付申請書を有効期間内に提出することによって、更新交付を受けることができる。

(返還等)

第9条 無料乗車証又は割引証の交付を受けた者は、第4条又は第5条に定める要件に該当しなくなったとき、若しくは無料乗車証又は割引証が不要になったときは、直ちに無料乗車証又は割引証を返還しなければならない。

2 無料乗車証又は割引証の交付を受けた者が前項の規定による返還を怠った場合は、以後の交付を停止することができる。

3 無料乗車証又は割引証の交付を受けた者が、次の各号の一に該当した場合は、当該無料乗車証又は割引証を回収し、以後の交付を停止することができる。

(1) 記名人以外の者が使用したとき

(2) 券面の表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき

- (3) 有効期限を経過したのち使用したとき
- (4) その他不正使用の手段に使用したとき

4 第9条第1項による申請を受け付けた課は、その返還状況を台帳管理し、返還しない者に対しては返還を求めるものとする。

(無料乗車証又は割引証の再交付)

第10条 無料乗車証又は割引証は、第8条第1項に定める期間内において1度に限り申請に基づき再交付する。ただし、災害、盗難により喪失又は汚損した場合にあっては、再交付の回数を定めない。

(実施の細目)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年3月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の東日本大震災等による避難者に対する障がい者等にかかる市営交通機関乗車料金福祉措置実施要綱第9条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付された無料乗車証及び割引証（以下「無料乗車証等」という。）について適用し、施行日以前に交付された無料乗車証等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第4項の規定は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 介護人付無料乗車証交付要件

	身体障がい者(18歳未満の者を含む。以下同じ。)であって、次に掲げる障がい度の1に該当し、又は障がい度がこれらより重い者。(以下「第1種身体障がい者」という。)
(1)	ア 両眼の視力が、それぞれ0.06以下の者。
	イ 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上の者。
	ウ 両耳の聴力が耳介に近接しなければ、大声話を理解し得ない者。
	エ 両上肢を中手指関節以上、1下肢を大腿の2分の1以上若しくは両下肢をショバー関節以上失った者、又は1下肢の機能を全廃した者。
	オ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障がいされた者。
	カ 体幹の機能障がいにより歩行が困難な者。
	キ 脳原性運動機能障がい(乳児期以前の非進行性のものに限る。)により両上肢による日常生活動作が極度に制限される者。又は、歩行が家庭内での日常生活活動に制限される者。
	ク 心臓、腎臓、呼吸器及び小腸及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝機能障がいにより、社会での日常生活活動が著しく制限される者。又は、ぼうこう又は直腸機能障がいにより、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者。
	ケ アからクまでに掲げる障がいの種類を2以上有し、その障がいの総合の程度がこれらに準ずる者。
(2)	知的障がい者(18歳未満の者も含む。以下同じ。)であって、介護を要すると認められる、おおむね知能指数50以下の者。(以下「重度知的障がい者」という。)
(3)	12歳未満の身体障がい者、知的障がい者、又は精神障がい者。
(4)	精神障がい者手帳を所有し、等級が1級のもの。

別表2 無料乗車証交付要件

(1)	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者(以下「戦傷病者」という。)であって、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に規定する程度の障がい(以下「項症」という。)のある者。
(2)	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第3条の規定に基づき被爆者健康手帳の交付を受けている者。(以下「原爆被爆者」という。)
(3)	身体障がい者又は知的障がい者が、通学、通勤、又は社会福祉施設への通所に際し、その送迎のため特定区間について単独乗車を必要とする介護人。
(4)	精神障がい者手帳を所有し、等級が2級のもの。

別表3 割引証交付要件

(1)	第1種身体障がい者以外の身体障がい者。(以下「第2種身体障がい者」という。)
(2)	重度知的障がい者以外の知的障がい者。(以下「軽度知的障がい者」という。)
(3)	戦傷病者であって項症以外の者。
(4)	障がい者手帳を所有し、等級が3級のもの。 ただし、12歳未満のものの場合は介護人付無料乗車証を交付する。

別表4 割引証交付要件

(1)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の規定による、特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令207号)別表第3の1級に該当することにより支給されるものに限る。)受給者。
-----	---

(第1号様式)

	フリガナ	被災時 の住所	県	市・郡	町・村
氏名		現在お住ま いの住所	大阪市	区	
		丁目	番	号	
		明・大 昭・平	.	.	

交通機関乗車料金福祉措置申請書

年 月 日

大阪市長 あて

申請者氏名 _____

交通機関 無料乗車証
割引証 の交付を申請します

使用資格を失った時、不要になった時は各区保健福祉業務担当へ返還します。

なお、障がい者手帳等を被災により紛失している場合、貴市職員が被災地市役所等に対して照会確認することに同意します。

審査	(使用目的)					
	身体障がい者	……	第1種	……	12歳未満	…
		第2種				通勤 通学 その他
		重 度				
	知的障がい者	……	中 度	……	12歳未満	
		軽 度				
査	精神障がい者保健福祉手帳所持者(1級・2級・3級)・その他()					
	(該当するものすべてに○を付す)				適用番号	

添付が必要な書類	大阪市確認欄(担当者確認/確認書類)
(1)東日本大震災で被災したことを証明する書類等(り災証明書の写し等)	<input type="checkbox"/> ()
(2)大阪市内に居住していることを証明する書類(賃貸契約書の写し等)	<input type="checkbox"/> ()
(3)障がい者手帳等(被災地市役所等に照会確認を行った場合:内容)	<input type="checkbox"/> ()

※市営住宅・職員公舎及び住まい情報センターを経由して民間住宅に入居されている方は、(1)(2)の書類は不要です。

※手続きに必要な書類が揃えられない方につきましては、事情をお聞きして臨機応変に対応いたします。

受領書

年 月 日

大阪市長 あて

交通機関 無料乗車証

を受け取りました。

交通機関 割引証

氏名 _____

交通機関無料乗車証又は割引証（障がい者等用）についての注意事項

この注意事項をよくお読みいただき、同意のうえ申請してください。

申請にあたっては、表（おもて）面に必要事項を記入・押印し、必要な書類を添付のうえ、大阪市福祉局障がい福祉課窓口までお越しください。

《注意事項》

1. 申請にあたり、この注意事項を承認・同意のうえ、申請してください。
2. 申請にあたっては、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けている必要があります。
3. 障がい者手帳等の原本を持参してください。（コピーをとらせていただき保管させていただきます。）
4. 申請事項に疑義が生じた場合、申請当日に無料乗車証又は割引証を交付できないことがあります。
5. 無料乗車証又は割引証は、交付を受けた日から翌年3月末日までご利用できます。
6. 無料乗車証又は割引証交付後にお住まいの住所を変更される場合は、大阪市福祉局障がい福祉課までご連絡ください。

また、大阪市外に転出される場合は、無料乗車証又は割引証の利用資格が喪失しますので、大阪市福祉局障がい福祉課に無料乗車証又は割引証を返還してください。

7. 交通機関のご利用に関わる事項は、ご利用交通機関に約款等の定めによります。
8. 交通機関をご利用の際は、障がい者手帳等を必ず携行してください。
9. ご本人以外の無料乗車証又は割引証のご利用は厳禁です。ご本人以外が使用された場合には、無料乗車証又は割引証を返還していただき、以後の交付を停止します。
10. 紛失された場合、年度内に1回のみ再発行しますので大阪市福祉局障がい福祉課までご連絡ください。ただし、災害等で滅失・汚損した場合及び盗難（警察の証明書必要）による場合の再交付の回数は問いません。
11. 申請書・添付書類等の返却はできません。

(第2号様式)

申出書

年　月　日

大阪市長様

東日本大震災で被災された方に対する交通機関無料乗車証又は割引証（障がい者等用）の交付の申請にあたり、大阪市内に避難しておりかつ、次の事項を満たしていることに相違ありません。

- 東日本大震災により住宅が滅失しもしくは住宅が著しく損壊したために当該住宅に引き続き入居することができません。もしくは避難指示の発出等により緊急に住宅からの避難を余儀なくされています。
- 東北地方太平洋沖地震等発生時に東京電力福島第一原子力発電所の周辺（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等に伴う市営住宅活用実施要綱」附則第2項に定める地域）に居住し、当該原子力発電所の事故に伴い自主的に避難してきました。
- 障がい者手帳等を所持しています。
 - (障がい者手帳等の種類 :)
 - (障がいの部位（身体障がいの場合） :)
 - (障がい等級または程度 :)
 - (交付自治体名 :)

上記の申出を含む当該申請にかかる記載の事項について、事実と異なることが判明した場合は不正使用の手段とみなし、当該無料乗車証又は割引証を回収し以後の交付を停止されることに一切異議申し立ていたしません。

上記の事実関係を確認するために氏名その他必要な情報を本市から避難前にお住まいの県・市町村に提供されることについて同意します。

申請者氏名

申請者代理人氏名

交通機関無料乗車証・割引証(障害者等用)交付簿

	交付年月日	交付番号	氏名	生年月日	年齢	決裁	
						課長	担当者
介護人付		本府					
無料		本府					
乗車証		本府					
[単独乗車可]		本府					
		本府					
[磁気券]		本府					
		本府					
		本府					
		本府					
		本府					

(第4号様式)

介護人(単独用)無料乗車証交付申請書

年月日

大阪市長様

申請者住所

氏名

電話番号

つぎのとおり、介護人(単独用)無料乗車証の交付を申請します。

	フリガナ 氏名	本人との続柄	生年月日 (年齢)	職業等 (通勤・通学又は通所先)	備考
障がい者等		本人	・ ()	()	介護人付乗車証番号 第号
	住所			電話番号	
介護人			・ ()		
乗車区間	地下鉄 バス	駅 駅		駅間() 駅間()	経由 経由

通勤・通学(所)証明書

上記申請者、記載の介護人は、記名障がい者等が当施設(社)に通勤・通学・通所する際に、介護するものであることを証明する。

年月日

証明者

所在地

名称

代表者氏名

この証明書使用上の注意

- この証明書は、大阪市に在住する介護人付無料乗車証の交付を受けている者が通学・通勤又は社会福祉施設への通所のため、介護人を要する場合で、その介護人が無料乗車証の交付を受ける場合に限って使用できます。
- この証明書の有効期限は発行日から1ヵ月間です。

(第5号様式)

申 請 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

(申請者)

氏 名

私は、現在、介護人付無料乗車証の交付を受けておりますが、特定の経路については、
介護人なしでも乗車できるので、「単独乗車可」の取り扱いをされるよう申請します。
なお、単独で交通機関等を利用する際は、安全保持に一層留意します。

(第6号様式)

申 請 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

申請者氏名印

(保護者等の氏名) (本人との関係)

_____は、現在、介護人付無料乗車証の交付を受けておりますが、自宅
から _____までの間については、介護人なしでも乗車できるので、「単独
乗車可」の取り扱いをされるよう申請します。

なお、単独で交通機関等を利用する際は、安全保持に一層留意するとともに、上記区
間以外では、必ず介護人同行のうえ乗車いたします。

(裏面)

意 見 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

所 在 地

施 設 名

施設長名印

次の者は、当所から 学校までは介護人なしで通学できるものであることを認めます。

記

対象児氏名

(第7号様式)

こうつうきかんとうじょうしゃりょうきんふくしそち
交通機関等乗車料金福祉措置
こうしんこうふしせいしょ
更新交付申請書

年月日

おおさかしちょう
大阪市長あて

しんせいしゃしめい
申請者氏名

れんらくさきてんわばんごう
連絡先電話番号

ほごしゃとうしめい
保護者等氏名

(ほんにんつづきがら)
本人との続柄:

※20歳未満の申請者は保護者等氏名もご記入ください。

つき
次のとおり、年度の交通乗車証の交付を申請します。

じゅきゅうしやしめい 受給者氏名	(フリガナ)	ねんれい 年齢	
げんじゅうしょ 現住所			
けんしゅるい 券の種類			

※無料乗車証又は割引証交付後にお住まいの住所を変更される場合は、大阪市

ふくしきよくしょがいふくしか
福祉局障がい福祉課までご連絡ください。

また、大阪市外に転出される場合は、無料乗車証又は割引証の利用資格が

そしつ
喪失しますので、大阪市福祉局障がい福祉課に無料乗車証又は割引証を返還してください。